

「外国人遊歩規程測量標石」第20号・第21号について

小林 晃¹⁾

はじめに

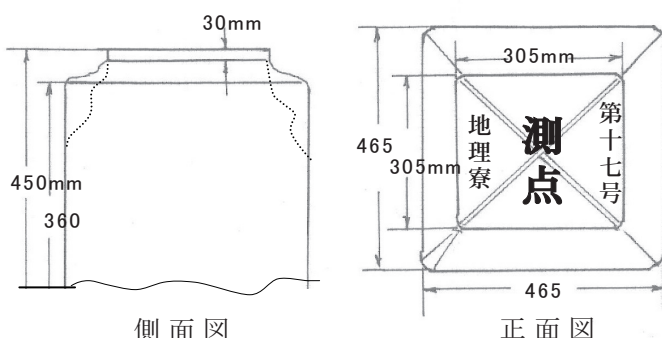
茅ヶ崎市内の堤地区にある民俗資料館(移築された旧和田家)西側の緑地には、史跡七堂伽藍跡から発見された礎石5個が展示されている、説明案内板が備えられている。その少し左側(北)に石材の角柱が1基据え置かれている、石柱の上面盤はきれいに磨かれ対角線X状の刻みと第十七号・測点・地理寮と刻まれている。

この測量標石(石柱)は茅ヶ崎市堤地区内の畑地に設置されていたが、ある時期に掘り起され、一旦は公用地に搬入・仮置されていた後に、2004(平成16)年ころ、茅ヶ崎市民俗資料館(旧和田家)の緑地内に搬入、現在の位置に展示保存されたようである。保護蓋石はない。

写真1 測量標石 第17号



図1 測量標石 第17号(実測図)



茅ヶ崎市内における「測量」にかかわる古い資料に『皇国地誌・村誌』1879(明治12)年があり、赤羽根村の項には「測量地」と記されている。この時代に測量がされた折に、測量基準点(標識)を置いた位置とみられる。

本標石の記録や多くの参考資料を基に、幕末・維新から現代に存在する歴史遺産であり、その係わりを調査した。

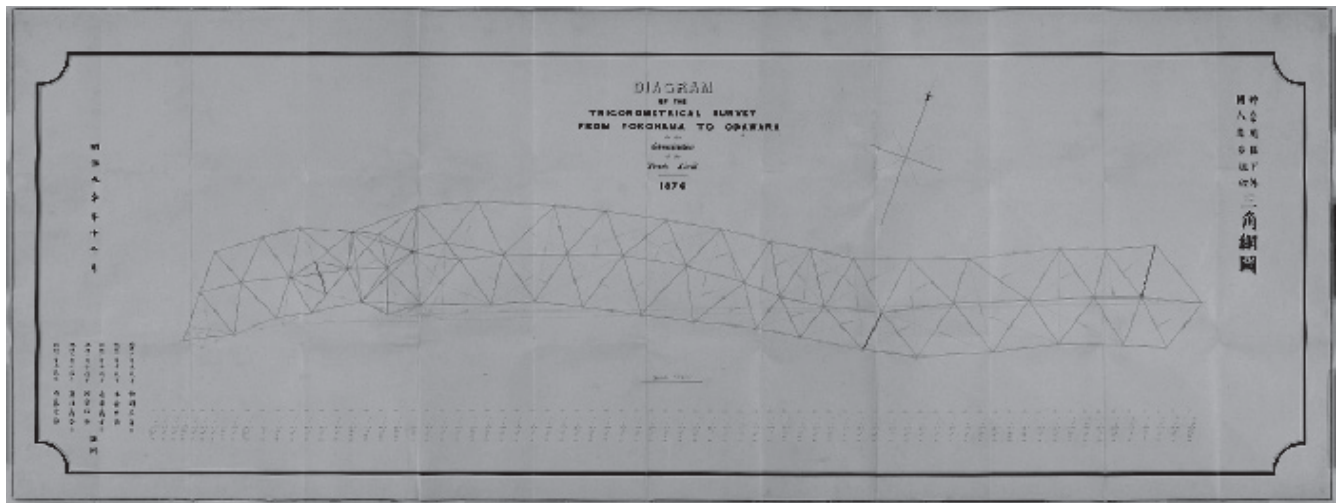
1. 外国人遊歩規程測量標石の概略

幕末から明治初期にかけて始まった黒船騒動、即ち1854(嘉永7)年の米国ペリー江戸湾に再来航、1858(安政5)年日米修好通商条約(神奈川港)が締結され、外国人の行動範囲は10里(約40km)と決められ、その後、イギリス・フランス・ロシア・オランダといった諸外国とも安政五カ国条約が結ばれた。条約締結後、幕府は急いで居留地(現横浜山下町)を設けた、外国人遊歩規程の範囲が定められた。範囲が確認できる「外国人遊歩規程範囲図(絵地図)」(国立国会図書館蔵)は3種あるが、描かれた境界に大きな差異はない。範囲は、居留地から東は六郷川(現多摩川)、北は日野(現東京都)、西は酒匂川東岸(小田原市)として、その他の方向は10里(約40km)限りとした。酒匂川河口付近には「規程傍示杭」が立てられていた。

1875(明治8)年遊歩規程の範囲が厳密な定義、精密な実測によるものではなく、外国公使などの苦情もあり、酒匂川でなく、さらに西の早川を境界にすべきではないかとの申し出があった。これに対し、1875(明治8)年から内務省地理寮が近代測量(三角測量)により横浜港から小田原駅にいたる地域を確かめた。

この測量では69測点(標石)が2~3km間隔に設置され、測量の行われた横浜港~小田原駅間に三角網が構成された。測量の結果は「神奈川県下外国人遊

図2 神奈川県下外国人遊歩規程三角網図(内務省地理寮, 1876年, 国立公文書館蔵)



歩規程三角網図」(1876)にまとめられた。現在国立公文書館に所蔵されている(図2)。測量三角網図から茅ヶ崎市内には測点標石が4ヶ所に設置されていたことが分かった。

2. 国土地理院構内調査経過と概要

2009(平成21)年に外国人遊歩規程測量についての文献・資料の閲覧と茅ヶ崎市に設置されていた測量標石第20号、第21号の所在確認の調査を国土地理院の協力のもと行なった。

外国人遊歩規程の測点標石の内茅ヶ崎市内に設置されていた第20号、第21号は茨城県つくば市の国土地理院構内に保管されていることから、2010(平成22)年5月に、構内最奥の宇宙観測棟の東で発見した。この場所は測量標石保管場所と思われ、沢山の白御影石製三角点標石、水準点標石が山積されている中に、灰黒色の測点標石2基、測点標石の保護蓋(小型)1基が、保管されていたものである。従って2基の標石は、上面の刻みから2基とも茅ヶ崎市に設置されていた第20号・第21号標石(写真2, 3, 4)であると判断した。保護蓋石はない。なお、第1号はその保護蓋とともに、国土地理院「地図と測量の科学館」に屋外展示されている。

4基を比較すると、標石上面盤の仕上げや寸法、刻印については、おおむね正確で、丁寧に加工されていることが判る。これは測量標石の規格(加工細目)

が予め決められていたと思われる。胴部は全体が地下に埋設されることを前提に、加工調整がやや荒いように見受けられる。石材については精査していないが、4基とも同じ材質とみられる。

茅ヶ崎市に設置されていた標石の所在地と、4基の比較を表1に示す。

3. 外国人遊歩規程の測量標石と関連する日本の近代化測量

現地測量標石の調査を終えたが、外国人遊歩規程測量は近代測量技術で行われた。また、時期を同じにして競合するかのように日本の近代化が始動している。近代測量の係わりから幾つかの課題・疑問点を取り上げてみたい。

幕末から明治維新の先には日本の近代化が急速に広がり、西欧の測量技術も多方面で活用されている。

まずは、関東・関西周辺の地図・地形図を作るための近代測量(後の迅速図)である。また、関東では東京圏内及び横浜圏内の実測(詳細)地図の測量も進んでいる。次に、関東・関西を結ぶ鉄道敷設計画のための測量がほぼ同時に始まっている。鉄道建設が目的であり、測量結果は、測点には木杭などを残して、即刻用地買収・建設工事に取り掛かったものと考え、測点標石の設置の記録は見当たらない。外国人遊歩規程の行動範囲10里(約40km)確認調査は単に横浜を基点にほぼ東海道に沿った湘南丘陵地帯を測量したに過ぎない。(表2)

単位：mm

	第1号	第17号	第20号	第21号	第24号
市内旧設位置		堤(大洞谷)	下寺尾(北方)	赤羽根(九図)	浜之郷
現所在地	茨城県つくば市 国土地理院構内	茅ヶ崎市堤 民俗資料館敷地内	茨城県つくば市 国土地理院構内	茨城県つくば市 国土地理院構内	同上
標石胴部	440x370	465x465	485x485	490x490	(埋設)
標石上面	305x305	305x305	307x307	305x305	同上
上部形状	直線角度	枠付き角度	枠付き角度	枠付き角度	同上
全枠厚さ	なし	30	30	30	同上
標石高さ	(一部埋設)	(一部埋設)	615	625	同上
上面盤加工	みがき良	みがき良	みがき良	みがき良	同上
全文字刻み	良	良	良	良	同上
全保存状態	良	良	やや破損	破損多い	同上
上部加工	ノミ優良	ハツリ やや粗雑	ノミ良	ハツリ やや粗雑	同上
胴部加工	ハツリ良	ハツリ やや粗雑	ハツリ良	ハツリ やや粗雑	同上
保護蓋石	ノミ優良	(なし)	(なし)	(なし)	(あり)

表 1 測点標石の所在及び比較表

写真 2 第 20 号, 第 21 号



写真 4 第 21 号



写真 3 第 20 号



表2 測量標石と関連する日本の近代化測量 年表

	外国人遊歩規程範囲測量		地図・地形の地図作成測量		鉄道建設測量
1800	日米修好通商条約が神奈川沖の米艦上で調印 外国人遊歩は神奈川沖米艦より10里とした 条約締結後の公文書では、山下居留地より東は六郷川、北は日野、西は酒匂川、その他は10里 「神奈川外国人遊歩規程範囲図」(1865から1867)	1800	伊能忠敬は成果をまとめた実測図を幕府に上呈した 幕府の天文方として子午線長の測定を続けた	1870	工部省の佐藤政養、小野友五郎らによる東海道調査 鉄道発祥地、旧新橋(汐留)停車場跡に「軌道0哩標識」(復元)あり 3月20日、この地に測量基点の第1番目の杭が打ち込まれた この0哩標識を測量開始の基点(標石)と見做すと言われている。
1850		1818	伊能忠敬没す		
1858		1821	伊能忠敬没後に天文方である高橋景保の監督の下で 「大日本沿岸輿地全図」(伊能大図、中図、小図)が完成した		
1859					
1860					
1865		1865	伊能小図を利用し「官版実測日本地図」が刊行された		
1870		1870	民部省に地図作成部署が組織される		
		1871	兵部省に間諜隊設置、測量・地図製作に係わる		
		1873	幕府に上呈した伊能図は皇居火災のとき焼失した		
		1874	工部省、内務省でも測量・地図作成に係わる フランス式測量の開始		
1875	外国人遊歩規程範囲に関する苦情・問題提起あり 12月 全上範囲の測量開始 「神奈川県下外国人遊歩規程三角網図」内務省 外国人遊歩規程範囲の測量終業、三角網図完成	1875	内務省地理寮が関八州大三角測量事業開始 東京、横浜実測、詳細地図作成	1876	鉄道局は関東・関西の両方から測量、同時に工事 進行の具申を工部省に出した
1876		1876	参謀局測量課「東京近地実測」を地理検分の目的で行う		
1877		1880	関東地方で2万分1の迅速図測量開始		
1880		1881	ドイツ式測量の三角測量開始		
		1882	陸軍参謀本部に測量局を設置、内務省の測量事業を 陸軍に統合、2万分1迅速図記号を制定		
1885					
1890		1890	陸地測量標条例(法律第23号)制定		
1895		1895	陸地測量標条例施工細則(陸軍省令第7号)成立		
1899		1949	6月3日 法律第189号として測量法制定		
	条約改正、 外国人の居住・営業・旅行の自由が認められる	2001	6月20日 測量法改正		

1) 外国人遊歩規程の範囲測量の成果

測量は内務省地理寮の地理三等大技手 神岡正身以下 6 名の測量技術者が従事した。なお、この測量に要した費用は 6034 円とのことである。

全測量区間に測点標石 69 点(内訳は本点 60 基、補助点 9 基)を埋設し、既に測量を開始していた地理寮の横浜実測既設測点標石 4 基を利用して、三角網図と要所の細部地形図を作成し終了している。その結果、10 里(約 40 km)地点は、山西村字吾妻(現中郡二宮町山西)であることが確認できた。

この測量では測点 73 の点間 2~3 km 間隔で設けられ三角網が構成された。その範囲は、横浜から小田原まで東海道に沿い湘南の丘陵地帯に東西 50km、南北 5 km、の帯状になっている。外国人遊歩規程範囲の確認のために埋設・設置された測点標石 69 基は、あまりにも立派な形格であり意外な感じがするが、実は他に理由がみられるようだ。

当時、横浜には 1874(明治 7)年から 1875(明治 8)年までの横浜港周辺の三角測量に使用されていた測点があり、さらに西には三角点もなかったことからこの際、三角測量のための測点を設け地図作成に役立てようとしたものか、後続測量を前提とした標石を埋設して三角測量を行ったのではないか。

他にも、内務省地理寮とはべつに 1876(明治 9)年には参謀局測量課により東京防衛のため横浜から箱根にいたる地理を検分する目的で「東京近地実測」が行われている。また、1884(明治 17)年から始められた参謀本部による二、三等測量でも外国人遊歩規程測量による標石と同位地に別途、三角点標石を埋設しているところも見られる。しかしこれらが外国人遊歩規程測量の成果を利用したかは不明である。

外国人遊歩規程範囲測量は 1875(明治 8)年~1877(明治 10)年間の測量実施とされた。標石第 21 号については、1879(明治 12)年『皇国地誌・村誌』赤羽根村の項に「測量地あり」と記されているため、その他の村誌には記されていないが測量が終了したことの明となる。したがって茅ヶ崎地区の測量、標石埋設は 1875(明治 8)年半~1876 年半頃と思われる。

2) 測量 0 (ゼロ) 起点 (神奈川運上所・神奈川県庁) の位置について

外国人遊歩規程範囲の起点と横浜運上所(後の神奈川運上所・神奈川県庁)について以下にまとめる。

A) 1858(安政 5)年、日米修好通商条約は、神奈川沖(現横浜市神奈川区)の米艦ポーハンター号上より 10 里(約 40 km)とされている。

その当時、横浜開港に備えて置かれた神奈川奉行所(跡)は、現在の横浜市西区紅葉ヶ丘 9-1(県立図書館・県立青少年センター付近)にあり、現在、記念碑が建てられている。

前年 1857(安政 4)年 7 月以来開港準備を担当してきた水野筑紫守ら 5 人で外国奉行全員が当初の神奈川奉行を兼務し、輪番で横浜黎明期の行政事務を担当した、神奈川奉行所の担当は、戸部役所(横浜市西区)が内政事務、主に貢租徴収、検察裁判等を扱う。横浜運上所(横浜市中区)は、関税、外務全般を扱う。

B) 1859(安政 6)年、条約締結後の公文書では、山下居留地(現横浜市中区)より東は六郷川(現多摩川)、北は日野(現東京都)、西は酒匂川の東岸(現小田原市)、その他の方向は 10 里(40 km)に限ると決められた。しかし、山下居留地に外国人遊歩規程範囲の起点を改めて設定していないようである。実際には神奈川港から南西へ約 3km は移動しているが、遊歩規程の範囲は変えてない。

C) 1866(慶応 2)年 10 月、横浜の大火(通称、豚屋の火事)によって横浜運上所(横浜市中区)は消失している。

1867(慶応 3)年、現在の県庁本庁舎所在地(横浜市中区本町 1 丁目)に二階建て石造りの横浜運上所ができ、後に神奈川県初代県庁となる。

1875(明治 8)年、内務省地理寮は横浜実測(詳細)図作成のため、この運上所国旗旗竿を測量起点としている。同年 7 月、外国人遊歩規程範囲測量を同上横浜実測用の測量起点(神奈川運上所国旗旗竿)と既に設置されていた標石 4 基を利用して、測量開始している。

この運上所跡は、現在神奈川県庁本庁舎正面の左

側で構内隅に「史跡 神奈川運上所跡」記念碑と案内板が(日本大通り側)設置してある。当時の国旗旗竿の位置は確認できないが、1864(元治元)年の「御開港横浜正景」を見ると御運上所は構内の建物配置図から想定すると、運上所正面は港内突堤(ゾウの鼻)方向となり、旗竿も同じ向きと考える。したがって、現状では当時の0基点(旗竿)の場所は確かめられない。

4. 外国人遊歩規程測量標石について

1) 外国人遊歩規程範囲測量標石の大きさについて

近代測量の始まった明治初期から、地図を作成するにあたり、三角測量をするため位置の基準となる点が「三角点」であり、主に見通しの良い山頂部や丘陵地帯に配置され、基準点には測点標石が設置埋設されている。

因みに一等三角点に用いられる標石(標柱部)は、上部18cm角で高さ21cm、下部21cm角で高さ61cm、の原則として花崗岩製とされている。これは明治時代初期から使用されていたが、1890(明治23)年の陸地測量標条例(法律第23号)が成立しによって規格化されたものが、1949(昭和24)年6月3日法律第188号として測量法成立後、この規格は継続されている。

規格の標石に比べ、外国人遊歩規程範囲測量に敷設された測点標石は、約46.0~48.5cm角で高さ約60cm、また、上部盤面の大きさでも、規格標石18cm角、に対し、30.5cm角と非常に大きい。

これは当時使用された測量機器の精度や測量技術が初歩段階であり、以後の測量機器・技術の進歩が早く、その差異ではないかと思われるが当時の事情は計り知れない。

標石の重量は、石材の概略外観寸法差で、安山岩と花崗岩の比重差などの比較確認はしていないが、三角点測量規格の一等三角点用柱石が90kg、に対して外国人遊歩規程の標石は恐らく230~300kgほどにもなると思われる。

2) 標石の調達、搬送手段・据付埋設手法

A) 神奈川県庁(横浜市)から小田原までの測量域に

は69点の測点標石が配置され、現在その内の24点あるいは26点の標石の存在が確認されているようであるが、今回の調査で見た限りであるが、すべて同一の石材とみるが精査はしていない、箱根外輪山から伊豆半島にかけての地域で産出される安山岩というねばりのある固い火山岩と思われる。石材切り出し・加工場所を限定できないが、既に江戸時代始めの徳川幕府による天下普請によって江戸城を修築した1606(慶長11)年頃から、城の石垣用材として石を切り出した生産遺跡として、早川石丁場遺跡群(小田原市)や伊豆半島江戸城石丁場遺跡群(熱海市・伊東市・東伊豆町)が知られている。夫々の遺跡調査報告書、資料などの中に、幕末から維新後に測量標石の石切り跡の確認を期待したが、時代が異なる測量標石に係わる資料は取り上げられていない。

しかし、その後の石材需要は、1853(嘉永6)年から翌年にかけて「品川御台場」の基礎や石垣積構築のため、大量の石材が江戸湾と相模湾・駿河湾沿岸から切り出された。

主に採掘された三浦石、小田原藩領内の根府川石・真鶴小松石や、伊豆半島の伊豆石(伊豆堅石)といった安山岩を使用した。とりわけ真鶴と伊豆の石材は、徳川家康による江戸城築城の際に大量に切り出されており、御台場築造の石丁場(石切場)も同様の場所から切り出しが行われたようである。

幕府小人目付高松彦三郎の「内海御台場築立御普請御用中日記」1854(嘉永7)年3月7日条には、御台場普請掛が石丁場に派遣された記事がありそれによれば、小田原藩領の真鶴半島周辺では、石橋・米神・根府川・江之浦・真鶴・吉浜・門川の7ヶ村、伊豆では、伊豆産・多賀・湯川・新庄(新井)・川奈・白田・稲取・見高・河津・須崎・柿崎・本郷の12ヶ村、そして駿河の口野村を加えた計20ヶ村を確認できる。

また、横浜開港新聞2009「神奈川台場図」(横浜開港資料館蔵)によると、黒舟の相次ぐ来航で1860(萬延元)年、開港場の対岸にある神奈川宿の沖合に、海岸部防備強化の「神奈川台場(砲台)」が築造された。工事は突貫工事で1年間に動員された労働者は述べ30万人、広さは約26,000hm、明治初期には大砲12

門が設置された。

『小田原市史』通史 近現代(1)2001 によると、石山会社の奨励(1―第章)の項があり、江戸城の築城には小田原産の石が使用され、幕末の動乱期には攘夷と外国船打ち払いのため、品川沖のお台場建設に小田原産の石が使用されたという。足柄下郡真鶴村(現真鶴町)など6ヶ村には1870(明治3)年に維新政府の工務部の管轄のもとで横須賀造船所用の莫大な量の石材供出命令が下され、6ヶ村は会所を組織して注文を受けていたが、1873(明治6)年には工務部管轄から足柄県(後の小田原県→神奈川県)に移管された。

需要・注文が減少した会所は経営難におちいり、足柄県の殖産興業の呼び掛けのもとに、石山会社の設立が企画された。1874(明治7)年5月に相模6ヶ村石山会社が社名真鶴会社として設立されている。6ヶ村とは、岩村・真鶴村・門川村・江之浦村・根府川村・吉浜村。

設立資金は山口県士族山本清十、名東県(徳島県)士族工藤是列が金主の名義で小野組から6,000円の援助を受けて営業を開始、さらに運転資金2,000円の追加支援を受けた。しかし小野組会社設立半年後11月に倒産して、石山営業に支障をきたすことになる。

このため小田原・真鶴地方の石工が生活に困り県に支援を要請し、また陸軍省など小田原の優良石材を使用していた官公庁の要請によって内務省から6ヶ村石山会社にたいして2万円が7年間の年賦で貸し付けられ、8,000円の負債は政府が肩代わりすることになった。

堅石会社の設立は殖産興業の一環ではあったが、実際には軍用をふくめ官公庁御用達の石材として重要性があった。

以上のことから、外国人遊歩規程範囲測定の標石は石材・加工までを小田原・真鶴・東伊豆周辺のいずれかの石丁場で調達していたと考える。

他方、同時期には内務省地理寮による地図作成の三角測量が開始されているので、測点標石を調達しているであろう。また、工部省による鉄道建設のた

め、東海道方面だけでも築堤・橋脚用には莫大な量の石材需要が要請されていたものと思う。その後、1890(明治23)の測量法が施行された規格では、「標石は原則として花崗岩製となっている」

官公庁の御用達とはいえ、この時代では調達が困難なときでもあり、本当の調達先記録までは見だせなかった。

B) 運搬手段・据付埋設手法について

時代は異なるが『早川石帳場群関白沢支群』調査報告書の挿入写真には、江戸城石垣用石材の「石曳道(跡)」や「石曳の様子」・「石船」(石切絵図：小田原市所蔵)があり、当時の石材運搬手法をうかがうことができる。

また、「慶長11年の江戸城普請について」白峰旬2010(歴史講演資料)によると1606(慶長11)年の江戸城修築では、諸大名に割り付けられ「石船」を出させている。城石垣用石材という大形で重量物の海上輸送は、特殊船があり、積込み、荷降ろしに叶う仕掛けが備えられた船と考える。

幕末・維新期には、この「石船」の需要は、特殊な機能を継続していたものかは不明である。小田原藩領、伊豆の村々では、石材切り出しから御台場築造場所までの運搬一式を請け負い、早朝から夜遅くまで各村々の石工によって作業が行われた。

石材は、現地でおおよその大きさや形に加工され、「石船」「岩船」「砂利船」といった舟で御台場の建設現場に運搬され、検閲後整形された。運搬には危険が伴い、舟が転覆して石材が沈むこともあった。運搬時も御台場での築造現場でも怪我はつきもので、常に危険が伴った工事だった。

相模川河口に位置する柳島湊(現、茅ヶ崎市)でも1664(寛文4)年頃には「艀船」(たい・ひらた・平田船)を持っていた。「艀船」は石材などを運ぶ(高瀬船と同様、浅瀬でも使用できるよう船底が極端に平らである)。柳島湊の藤間家では従来、回船を所有し回船業者の側面も有った。幕末から維新期には、船数も増加させているようであるが、この中で平田船が測量標石の運搬にも利用されたような記録は見当

たらない。

仮に測量標石の調達を小田原周辺として、運搬距離が最も遠くは横浜市まで、最短は小田原市内である、石船・平田舟が海上輸送による最寄りの港か河川を利用し、さらに設置位置までは人馬に頼り運搬されたものと思うが、測量の基点は湘南の丘陵地帯であるため、道路もない急斜面を埋設位置までは苦難の道程であったはずで、残念ながら搬送手段などの詳細記録は残っていないようだ。

湘南の丘陵地帯への測点が多い中で、現代のような道路事情も輸送機器など皆無の状況であったはずで、この大型標石は、搬送にしても埋設作業も大変厳しいものと推察する。因みに、2000mを越える山岳地への標石搬送は、未整備での登山道を90kg(一等三角点標石)もの標石を一人で背負うしか法策がなく、4~5mほどを交代しながら山頂までの険しい道なのであったと聞いた。湘南丘陵にも、ほぼ同じような苦難の工程がいくつも想像できる。

C) 1888(明治21)年以降の三角点測量の記録「点の記」は永久保存資料として国土地理院に保管されている。しかし、この外国人遊歩規程測量は、1875(明治8)年~1877(明治10)年に実施され、「点の記」は作成されていない。

1890(明治23)年に陸地測量標条令(法律第23号)の成立以降、三角点測量の規程には測量の結果を記録する「点の記」、いわゆる三角点の戸籍または、案内図と考える。内容は、点名、所在地、土地の所有者、測量年月、三角点埋設年月日と人名、觇標(てんひょう、測量用やぐら)建設の年月日、三角点までの道順、交通、案内図などで構成されている。

「点の記」の記録内容の中に、觇標(てんひょう；三角測量用やぐら)の項があり、その形状や役割について、つくば市の国土地理院内「地図と測量の科学館」屋外展示場にあった復元木材製の觇標(てんひょう、二重構造・懸柱式の高觇標と言う)は、高さ15m以上あり上部に観測台(テラス状)と、その位置まで傾斜付き階段が備えられている。残念ながら2011(平

成23)年3月11日に発生した大震災によって、この觇標は倒壊し現在は見る事が出来ない、再建造の計画になっているようである。

他の例としては、映画「剣岳 点の記」の測量場面では小形木製の三角測量やぐらを使っていた、高山の奥地のためか、ごく簡単な構造に見えた。いずれにしても、三角測量にあたり2~5kmの遠くから見えるよう、測点標石の中心部真上に觇標を組み立てが必要とされていたと考える。

標石据付作業の際、埋設穴掘削後に標石(重量約90kg、一等三角点標柱)の吊り込みには、この觇標(三角測量やぐら)が、三又(さんまた)代わりの役割もしていたように思われる。

5. 茅ヶ崎市における測量標石について

第17、20、21号標石が設置されていたと思われる位置周辺に関連した公共工事など国・県による主な事業で行われる測量・現地調査の際、標石の位置を探り、取り出されていないか、その当時に計画されていた公共事業・大形開発事業の項目を選び出し、推測してみたが、その係わりを持つ記録や情報の手掛りは得られなかった(表3)。

茅ヶ崎市、藤沢市、寒川町にまたがる広域事業に伴う発掘、搬出の可能性が大であると思われるが、その理由として、旧測量の基点であるため管轄は運輸省(現国土交通省)であって、一般市民にとっては偶然の発見にしても標石形状から特別な存在であり、即市町村の関係部署に届出がされていたものと考ええる。

茅ヶ崎市に存在したものが、運び出されたことは残念なことであるが、現在は保管責任の確かな所轄、場所に保存されている。保管されていない保護蓋石が、市内のどこかに無事で埋もれていることを願う。

表3 茅ヶ崎市内にあった測量標石と関連する公共事業・大形開発 年表

第17号（堤一大洞）		第20号（下寺尾－北方）		第21号（赤羽根－九図）		第24号（浜之郷）	
1876	外国人遊歩規程測量、標石設置	1876	外国人遊歩規程測量、標石設置	1876	外国人遊歩規程測量、標石設置	1876	外国人遊歩規程測量、標石設置
1933	県営水道 湘南東配水本管・配水地工事起工	1932 県道藤沢－寒川線の開削工事始まる 1933 相模川左岸用水幹線水路、下寺尾隧道工、県営水道（同左）	1933 相模川左岸用水幹線水路、下寺尾隧道工、県営水道（同左）	1879 『皇国地誌村誌』赤羽根村の項に「測量地」と記されている 1921 「県道改修記念碑」 急坂の切通しの開削 1933 県営水道（同左） 1948 聖血礼拝修道女会ができた 1956 電源開発工場誘致、市内本村に土地買収 1958 カトリック教会系の墓地が出来る 1959 東急が市内甘沼・寺尾・堤の丘陵地帯の土地にゴルフ場建設、1962オープン 1966 住宅公団の大型団地計画（円蔵・高田） 1967 女子美術大学専攻科が設立された 1969 新湘南国道建設計画 1970 全上 空中写真測量開始 1972 県道藤沢－寒川47号線開通 1975 新湘南国道用地買収開始、建設工事開始 ？ この頃には、既に標石は移動している	1952 埋設されていることが確認された		
1968	藤沢市が西部ニュータウン計画	1961 県道都市計画線東海岸－寒川測量開始 1963 下寺尾に県立高校建設の用地買収開始		1979 国土地理院が茨城県つくば市へ移転			
1972	県道藤沢－寒川47号線開通	1977 白峰寺裏遺跡発掘調査 1979 国土地理院が茨城県つくば市へ移転		1996 国土地理院「地図と測量の科学館」開館 2000 上西勝也氏、国土地理院構内調査で確認（調査写真日付 2000.04.21） 2010 国土地理院の構内で保存を確認（小林）			
1994 ？	東京電力高圧送電線新設に伴う調査 この頃には標石が掘りだされ移動した 市内小出支所構内にあった	1994 東京電力高圧送電線新設に伴う調査 1996 国土地理院「地図と測量の科学館」開館 2000 上西勝也氏、国土地理院構内調査で確認（調査写真日付 2000.04.21） 2010 国土地理院の構内で保存を確認（小林）		2000 上西勝也氏、国土地理院構内調査で確認 2010 国土地理院の構内で保存を確認（小林）			
2004	民俗資料館（旧和田家）の緑地に搬入・展示 現在にいたる				2008 上西勝也氏調査、埋設確認（調査写真日付 2008.01.16）		
設置されていた位置は、私有地であり通常は立入りができないので、関係者により何らかの機会に搬出されたことと思われる。 現在は、茅ヶ崎市民俗資料館の緑地におかれている。2004（平成16）年ごろと移設されたと思われる。但し、保護蓋石はない。		設置された位置は私有地であり通常は立入りができないので、関係者により何らかの機会に搬出されたことと思われる。現在、つくば市にある国土地理院構内に保管されている。但し、蓋石はない。		現在、つくば市に移転した国土地理院構内に保管されている。但し保護蓋石はない。		茅ヶ崎市内に現存する本標石は上西勝也氏によると、市内（浜之郷）の農地に埋設されていることが、1952（昭和31）年頃確認された。保護蓋石も標石上にある。	

6. さいごに

外国人遊歩規程範囲の測量、測点標石にかかわる研究・探索記録が大変多く、興味深く貴重な情報を提供いただくことが出来ました、感謝いたします。

測量・測量標石の歴史、探索にかかわる資料は、つくば国土地理院専門官(相談窓口)のご助言を頂き、HP上西勝也氏『史跡と標石で辿る 日本の測量史』の資料を参考に本調査報告を作成いたしました。

本調査は、外国人遊歩規程測量・標石の茅ヶ崎市内に設置された当時の状況から、茅ヶ崎市内の2基がなぜ・いつごろ、つくば国土地理院まで運ばれた経過を調査対象にしたもので、結論は出ない漠然としたまま終わることになりました。併せて今回の調査では標石保護蓋石3個の行方についても情報・手掛かりが得られませんでした。

茅ヶ崎市内には、貴重な関連資料・情報を持っている方が居られる様に思われます、どうぞこの機会に測量当時の状況・保存状況・発見・移動経過などご教示して頂ければ幸いです。

なお、残存する、多くの測量標石は設置位置が国有地もあるが住宅地や農地、神社、寺院など私有地が多く探索で立ち入る場合は所有者や地元の人たちの了解を頂くよう配慮いただきたい。

既に136年を経過しており時代と共に歴史的にも価値あるものであり、今後も茅ヶ崎市の歴史遺産として大切に保存され、さらに多くの人々にその意義を理解していただき後世に受け継がれるよう配慮を願うものであります。

7. 引用・参考文献

- 1) 「日本国有鉄道百年史」(第1巻、第2巻)日本国有鉄道, 1974
- 2) 「神奈川の歴史」神奈川県, 1984
- 3) 「神奈川県の土木史」神奈川県土木部, 1999
- 4) 「神奈川県庁見学会展示資料」神奈川県総務局施設財産部庁舎管理課, 2010
- 5) 「横浜開港新聞」(開港150周年記念) 2009(6月2日, 9月27日)神奈川新聞社, 2009
- 6) 「寒川町史」(3) 1995・(6) 1998・(15) 図録さ

むかわ 2000 寒川町

- 7) 「小田原市史」近世1・通史編小田原市
- 8) 「早川石丁場群 関白沢支群」遺跡発掘調査報告書(財)かながわ考古学財団, 2007
- 9) 「宇佐美石丁場分布調査報告書1」伊東市教育委員会, 1991
- 10) 小和田哲男「伊豆の石丁場遺跡と江戸城の歴史的意義」歴史講演(資料)付資料「慶長11年の江戸城普請について」2000 白峰旬(織豊期研究第2号), 2010
- 11) 「品川御台場」東京都品川区立品川歴史館, 2011
- 12) 「茅ヶ崎市史」4 通史 茅ヶ崎市, 1981
- 13) 「茅ヶ崎市史 現代9」茅ヶ崎市, 2005
- 14) 「茅ヶ崎地誌集成」茅ヶ崎市史史料集 第三集 茅ヶ崎市, 2000
- 15) 「藤間柳庵 年中公触録」茅ヶ崎市史史料集(2) 茅ヶ崎市, 1999
- 16) 「藤間柳庵 太平年表録」茅ヶ崎市史史料集(5) 茅ヶ崎市, 2007
- 17) 「文化資料館調査研究報告13」茅ヶ崎市教育委員会, 2005
- 18) 「松林公民館講座」①飯島浩一「赤羽根の地名をさぐる」, ②飯島浩一「赤羽根再発見」③岡崎孝夫「松林地域の歴史」, 2003

8. 参考 Web サイト

- 1) 上西勝也 「史跡と標石で辿る」日本の測量史
URL(<http://uenishi01.at.infoseek.co.jp/>)
- 2) 国土地理院 「一等三角点標石の構造」, 「測量の結果(点の記)」, 「測量の結果(網図と配点図)」, 「三角点とは 三角点標石の規格」
URL (<http://www.gsi.go.jp/MUSEUM/TOKUBE/>)
- 3) 女性のための登山学校「三角点について知ろう」
URL(<http://homepage2.nifty.com/tozan-women/sankakuten.htm>)
- 4) (財)日本地図センター『地図と測量のQ&A』2005
URL (<http://www.jmc.or.jp/>)

※1 茅ヶ崎市文化資料館考古資料整理グループ